

現行	改正案	備考																																				
<p>第1章 総則 第2節 防災関係機関等の責務及び業務大綱 第1 防災関係機関等の責務 (略) 第2 防災関係機関等の業務大綱 (略) 1～4 (略) 5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="186 600 1317 1022"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北陸支社</td> <td>① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること。 ③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること。</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="186 1066 1317 1260"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>庄川左岸水害予防組合 庄川左岸水害予防組合</td> <td>① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～9 (略) 第2章 地震災害予防対策 第3節 都市基盤等の安全性の強化 (略) 第1～第2 (略) 第3 処理施設の安全性の強化 ごみ等の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、地震災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。 このため、砺波広域圏事務組合では、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努めるとともに、_____廃棄物処理を円滑にするための体制を整備する。 また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北陸支社	① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること。 ③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること。	_____		_____		(略)	(略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	庄川左岸水害予防組合 庄川左岸水害予防組合	① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。	<p>第1章 総則 第2節 防災関係機関等の責務及び業務大綱 第1 防災関係機関等の責務 (略) 第2 防災関係機関等の業務大綱 (略) 1～4 (略) 5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1368 600 2499 1022"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北陸支社</td> <td>① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること。 ③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>KDDI株式会社</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1368 1066 2499 1260"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>庄川水害予防組合</u></td> <td>① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～9 (略) 第2章 地震災害予防対策 第3節 都市基盤等の安全性の強化 (略) 第1～第2 (略) 第3 処理施設の安全性の強化 ごみ等の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、地震災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。 このため、砺波広域圏事務組合では、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努めるとともに、<u>国の「災害廃棄物対策指針」</u>を踏まえて廃棄物処理を円滑にするための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北陸支社	① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること。 ③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること。	<u>KDDI株式会社</u>		<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>		(略)	(略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	<u>庄川水害予防組合</u>	① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。	<p>指定公共機関の追加</p> <p>国の指針改定に伴う修正</p> <p>指針名称の修正</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北陸支社	① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること。 ③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること。																																					

(略)	(略)																																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
庄川左岸水害予防組合 庄川左岸水害予防組合	① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。																																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北陸支社	① 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。 ② 災害発生時における緊急通話の確保に関すること。 ③ 災害発生時における緊急メール送信に関すること。																																					
<u>KDDI株式会社</u>																																						
<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>																																						
(略)	(略)																																					
機関の名称	事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
<u>庄川水害予防組合</u>	① 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。																																					

現行	改正案	備考
<p>1 処理施設の防災性強化【生活環境課／広域圏事務組合】</p> <p>(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備 (略)</p> <p>(2) 一般廃棄物処理施設【広域圏事務組合】 現在の処理施設は、耐震設計基準に基づいて建設されており、今後、建設する施設については、<u>し尿処理施設構造指針</u>等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化等に努める。</p> <p>(3) し尿、ごみ等の処理体制の整備【生活環境課／広域圏事務組合】</p> <p>ア ごみ、災害廃棄物等の<u>一時保管場所</u>や最終処分場等の確保 地震災害時においては、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の<u>一時保管場所</u>や最終処分場を確保 イ (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備 (略)</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備 (略)</p> <p>第1～第2 (略) (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1～5 (略)</p> <p>6 ヘリコプターによる緊急輸送【総合病院】 道路交通網の途絶により、被災地住民が医療の途を失い緊急に手当が必要となったとき、また、市内の医療機関において有効な治療ができず、他の医療機関への搬送が必要となった場合、市長(医療救護班長)は、県知事(防災・危機管理課)に県消防防災ヘリコプターまたは自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行うものとする。</p> <p>第1～第2 (略) (略)</p> <p>第3 避難体制の整備 (略)</p> <p>1 避難場所等の指定【総務課】 市は、<u>地区ごとに</u>地区内の施設を避難場所及び収容施設に指定し、屋外一時避難場所、一時収容避難施設及び主要収容避難施設に区分し、確保するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1 処理施設の防災性強化【生活環境課／広域圏事務組合】</p> <p>(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備 (略)</p> <p>(2) 一般廃棄物処理施設【広域圏事務組合】 現在の処理施設は、耐震設計基準に基づいて建設されており、今後、建設する施設については、<u>ごみ処理施設性能指針</u>等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、不燃・堅牢化等に努める。</p> <p>(3) し尿、ごみ等の処理体制の整備【生活環境課／広域圏事務組合】</p> <p>ア ごみ、災害廃棄物等の<u>仮置場</u>や最終処分場等の確保等 地震災害時においては、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の<u>仮置場</u>や最終処分場を確保するとともに、<u>産業廃棄物等の処分方法を検討</u>しておく。 イ (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備 (略)</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備 (略)</p> <p>第1～第2 (略) (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1～5 (略)</p> <p>6 ヘリコプターによる緊急輸送【総合病院】 道路交通網の途絶により、被災地住民が医療の途を失い緊急に手当が必要となったとき、また、市内の医療機関において有効な治療ができず、他の医療機関への搬送が必要となった場合、市長(医療救護班長)は、<u>県ドクターヘリ基地病院(富山県中央病院)</u>を、県知事(防災・危機管理課)に県消防防災ヘリコプターまたは自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行うものとする。</p> <p>第1～第2 (略) (略)</p> <p>第3 避難体制の整備 (略)</p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定【総務課】 市は、地区内の施設を<u>異常な現象の種類(洪水災害・土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)・地震災害・大規模な火事)</u>ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、屋外一時避難場所、一時収容避難施設及び主要収容避難施設に区分し、確保するものとする。 <u>また、各地区の小規模な施設(自治会公民館等)については、「その他避難所」とする。</u></p> <p>(1) <u>指定緊急避難</u></p>	<p>用語の修正</p> <p>用語の修正及び国の指針改正に伴う修正</p> <p>用語の追加</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

現行	改正案	備考
<p>(1) 屋外一時避難場所 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 一時収容避難施設 (略)</p> <p>(3) 主要収容避難施設 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 避難道路の整備及び確保【土木課／都市整備課／消防本部／砺波警察署】</p> <p>(1) 避難道路の指定 (略)</p> <p>(2) 指定避難道路の交通規制 (略) <u>(追加)</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p>① 屋外一時避難場所 (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>① 一時収容避難施設 (略)</p> <p>② 主要収容避難施設 (略)</p> <p>(3) その他避難所 <u>その他避難所は、災害の危険を回避するため、又は、家屋が倒壊若しくは損壊したことなどにより、避難を余儀なくされた場合に、一時的に避難生活を行う施設とする。なお、長期間避難生活を余儀なくされる場合は、主要収容避難施設において避難生活を行うこととするが、避難住民が多数のため指定避難所で収容しきれない場合には、その他避難所において引き続き避難生活を行うこととする。</u> <u>ア その他避難所は、災害に対し安全な建物で給食施設を有するもの又は比較的容易に食料等を搬入でき、給食し得る場所を町内会・自治会・自主防災会が選定する。</u> <u>イ 収容人員は、おおむね2㎡あたり1名を限度とするものとする。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 避難道路の整備及び確保【土木課／都市整備課／消防本部／砺波警察署】</p> <p>(1) 避難道路の指定 (略)</p> <p>(2) 指定避難道路の交通規制 (略)</p> <p>(3) 放置車両の撤去 <u>道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。</u> <u>上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し記録した情報の提供を行うものとする。</u></p> <p>3～6 (略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>